

## ○花巻駅及び駅周辺の景観に関する有識者会議設置要綱

令和5年2月7日告示第21号

### 花巻駅及び駅周辺の景観に関する有識者会議設置要綱

#### (設置)

第1条 花巻駅及び東西自由通路の外観や内観のデザインのほか、駅と駅前広場の調和のとれた景観について、専門的な見地から意見を聴取するため、花巻駅及び駅周辺の景観に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 花巻駅及び東西自由通路のデザインコンセプト及びデザイン案について検討すること。
- (2) 東西駅前広場の景観及び西口駅前広場の整備方針案について検討すること。

#### (組織)

第3条 有識者会議は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び産業界、行政機関、公共交通事業者、芸術団体、障がい者団体その他の市内関係団体の推薦者から、市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

#### (座長)

第5条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、建築、デザインその他の専門家の出席を求め、意見を求めることができる。

#### (会議の公開基準)

第7条 検討会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかな場合

（会議の公開又は非公開の決定）

第8条 会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開基準に基づき、座長が有識者会議に諮って行うものとする。

（事務局）

第9条 有識者会議の事務局は、建設部都市機能整備室に置く。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。